



グリーン調達ガイドライン

－「持続的発展が可能な社会」の実現に向けて－

第5版



2023年9月
SMKグループ

はじめに

「地球環境問題は人類共通の重要課題」との認識が高まる中で、二酸化炭素などの排出抑制による地球温暖化の防止、廃棄物の削減とリサイクルによる循環型経済社会の構築、生物多様性の保全、化学物質の管理による環境汚染の防止などの取り組みがますます重要になっています。

SMKグループは「環境は経営の重要テーマ」との認識のもとに、商品の開発や工場・事業所の活動など、あらゆる面で環境に配慮した取り組みを推進しております。これらの活動をさらに実りあるものとするためには、皆様との連携によって環境保全活動を強化するとともに、環境負荷の少ない資材の調達によって環境負荷低減を図る必要があります。

このような背景から、SMKグループでは「グリーン調達ガイドライン」を作成し、環境に優しい商品作りや環境を重視した事業活動を、仕入先様とともに進めてまいります。

グリーン調達は仕入先様のご協力なくしては困難です。地球環境保全の重要性をご理解戴き、ご協力をお願いいたします。

2023年9月

SMK株式会社

目 次

I. SMK環境憲章	3
II. グリーン調達の方考え方	4
1. 目的	
2. グリーン調達とは	
3. 調達基準	
4. 適用範囲	
5. 用語の定義	
III. 調査実施要項	6
1. 調査内容	
2. 調査方法と頻度	
IV. 調査内容の取扱い	7
V. 改訂	7
VI. 本書に関する問合せ先	7
参考. 用語説明	8

I. SMK環境憲章

基本理念

SMKは良き企業市民として社員一人ひとりが地球的規模で持続的発展が可能な社会に寄与するという自覚を持ち、総合的な高度技術により経済発展と環境保全の両立に努めます。

行動指針

- (1) 環境にやさしい製品の開発をします。
- (2) 物を大切にし、廃棄物を減少させます。
- (3) 資源を大切にし、エネルギーを節約します。
- (4) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進します。
- (5) 無駄のない購入・生産をします。

Ⅱ. グリーン調達の方考え方

1. 目的

グリーン調達の推進により、環境負荷の少ない製品の開発・設計を行うことでお客様へ環境に配慮した製品をお届けし、循環型社会による地球環境の保全に寄与することを目的とします。

2. グリーン調達とは

環境マネジメントシステムにおいて、例えば地球温暖化の防止、廃棄物の削減および生物多様性の保全などに代表される地球環境保全に寄与する活動を推進されているサプライヤーから、環境負荷の少ない原材料・部品・製品等を優先的に調達することです。

3. 調達基準

(1) 環境保全に取り組んでいるサプライヤーからの購入を優先します。

① 地球温暖化防止への取組

- 1) 目標を定めて省エネルギー活動を推進している
- 2) 再生可能エネルギーを使用している
- 3) 再生可能エネルギーの使用を準備中
- 4) カーボンクレジットを購入している

② ISO14001または準拠制度認証

* 準拠制度とは財団法人、地方公共団体、有限責任中間法人等が推進するISO14001準拠制度を言う。

- 1) ISO14001または準拠制度を取得している
- 2) ISO14001または準拠制度の取得を準備中
- 3) ISO14001に準拠した活動を行っている

③ グリーン調達

- 1) グリーン調達を実施している

(2) 環境負荷の少ない原材料・部品・製品等を購入します。

- ① 使用禁止物質への対応・・・使用中止、代替品使用
- ② 使用制限物質への対応・・・含有量削減活動
- ③ 使用管理物質への対応・・・適正な管理実施

4. 適用範囲

- (1) サプライヤーへの適用範囲
 - 1) SMKグループの全てのサプライヤー
 - 2) サプライヤーが商社の場合は、その購入先
- (2) 物品への適用範囲
 - ① 製品への適用範囲
 - 1) SMKグループで設計・製造し、販売または頒布するSMK製品
 - 2) 第三者に設計・製造を委託し、SMKグループ製として販売または頒布する製品
 - 3) SMKグループが第三者から設計・製造の委託を受けた製品
(第三者から指定された部品・材料は除く)
 - ② 部材への適用範囲
 - 1) SMKグループで設計し、第三者に製造委託する部品・材料・副資材
 - 2) 第三者に設計・製造を委託する部品・材料・副資材
 - 3) サプライヤーの仕様でSMKが購入する部品・材料・副資材
 - ③ その他の適用範囲
 - 1) SMKグループ内で使用する消耗品類
 - 2) 納入者が配送・保護に用いる包装材
 - 3) SMKグループ内またはサプライヤーとの間で使用する帳票類

5. 用語の定義

本ガイドラインで使用する主な用語の定義は以下のとおりとします。

用語	定義
禁止物質	下記2種類に分類し、「SMK化学物質管理基準」(*1)で禁止を定めた物質 ① 全面禁止物質 : 既に全ての用途において使用を禁止している物質 ② 用途別禁止物質 : 用途により使用を禁止している物質
制限物質	「SMK化学物質管理基準」(*1)で禁止を定めた物質のうち禁止開始時期に猶予がある物質
管理物質	禁止物質, 制限物質以外で含有状況を管理する物質
禁止時期	当社へ禁止物質含有品の納入を禁止する時期
含有	意図的であるか否かを問わず、部材に添加、混入、付着した状態を言う。 また、生産過程にて化学的に生成、残存したものも含む

Ⅲ. 調査実施要項

SMKグループはグリーン調達趣旨に沿って、調達品の採用にあたっては次の調査を実施します。

1. 調査内容

- (1) 環境保全活動に関する取り組み
GHG(グリーン・ハウス・ガス)排出量、ISO14000、
グリーン調達取り組み調査
- (2) 調達品の環境保全に関する取り組み
環境負荷物質不使用調査または含有量調査

2. 調査方法と頻度

- (1) 環境保全活動に関する調査
取引開始時及び定期的(1回/2年)に調査シート配布・回収による実施
- (2) 調達品の環境保全に関する調査

業種別環境負荷物質調査要求事項

業 種	環境負荷物質調査要求事項
原材料・電子部品 メーカー	・環境負荷物質含有量調査 JAPIA 統一データシート(*2) chemSHERPA(*3) IMDS(*4) ・SMKが指定する物質の含有量測定データ 等
部品・組立 協力会社	・環境負荷物質含有量調査 JAPIA 統一データシート(*2) chemSHERPA(*3) IMDS(*4) ・SMKが指定する物質の含有量測定データ 等 但し、SMK支給材は調査対象外
消費材メーカー	・消費材の成分表およびSMKが指定する物質の含有 量測定データ

- (3) 工場監査時に上記調査の確認を実施

IV. 調査内容の取扱い

提出された調査結果はS M Kグループの内部資料として取扱い、ご提出者の了解無しで外部公開はしません。

V. 改訂

このガイドラインは社会情勢の変化や法規制の変動などにより、必要に応じ予告無しに改訂することがあります。改訂が生じた場合は、速やかにその内容を連絡します。

VI. 本書に関する問合せ先

貴社担当の窓口部門、または、下記部門へお問い合わせください。

生産管理部資材課 T E L 03-3785-2727 F A X 03-3785-1068

環境室 T E L 03-3785-5058 F A X 03-3785-0517

参考. 用語説明

- * 1 「SMK化学物質管理基準」
禁止物質を明確にし、サプライヤーにその不使用の合意を頂く文書で、取引開始時に提出を要請する

- * 2 JAPIA統一データシート

JAPIA(Japan Auto Parts Industries Association: 一般社団法人 日本自動車部品工業会の略称)を含むJAPIAシート連絡会にて合意された製品中に含有する材料・化合物の調査に使用する帳票
JAPIAのURL : <https://www.japia.or.jp/>

- * 3 chemSHERPA

経済産業省主導で2015年10月にリリースされ、JAMP(Joint Article Management Promotion-consortium: アーティクルマネジメント推進協議会の略称)が推進している化学物質情報伝達シート
chemSHERPAのURL : <https://chemsherpa.net/>

- * 4 IMDS(International Material Data System)

欧米の自動車メーカーとドイツ自動車工業会、ドイツのIT企業により開発され、世界中の自動車メーカーにおいて標準化されている化学物質情報伝達システム
IMDSのURL : <https://www.mdssystem.com/imdsnt/startpage/index.jsp>